

ご加入いただく前のご注意

- 準共済金 ■12か月未満は掛け捨てとなります。
- 共済金A・B ■6か月未満は掛け捨てとなります。
- 解約手当金 ■12か月未満は掛け捨てとなります。
■240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは
右記機関まで

- 商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ■金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など）

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai/

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】 平日9:00~19:00
平成28年6月までは、右記のとおり実施しております。平日9:00~19:00 土曜10:00~15:00

取扱機関名

一般社団法人みどり青色申告会
〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17
TEL 045-989-5011 FAX 045-989-5022



おトクな点がふたつ。

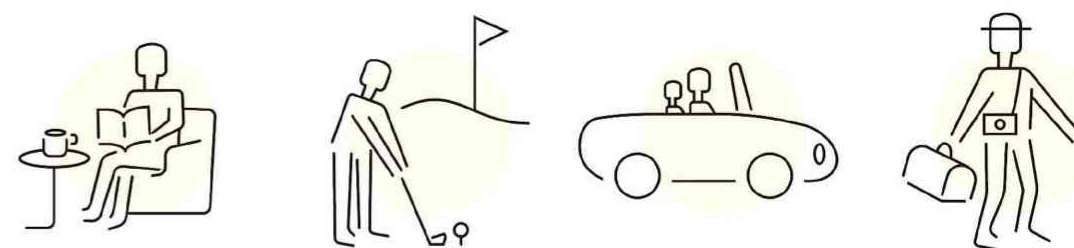
「うれしい」が、すぐにはじまる共済。

小規模企業共済制度

節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。
そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる
今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、
従業員20名以下(※)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下



実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税された平均所得金額が400万円、
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが
共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円×15年=1,642,500円
掛金合計額=5,400,000円* 共済金A：6,033,000円
受取額-納付額=633,000円

合計 2,275,500円

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

- POINT
1

掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。
加入後も、いつでも変更できます。
- POINT
2

共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。
満期や満額はありません。
- POINT
3

共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、
掛けた年数に応じて控除額が増えます。
- POINT
4

共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、
公的年金と同じ扱いになります。
- POINT
5

共済金の受給権は差し押さえ禁止。
将来の安心を、しっかり守ることができます。
- POINT
6

納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。
もしもの時の、サポートにもなります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

| 課税される所得金額 | 加入前の税額 (所得税+住民税) | 加入後の節税額 | | |
|-----------|---------------------|---------|-----------|----------|
| | | 掛金月額1万円 | 掛金月額3万円 | 掛金月額7万円 |
| 200万円 | 309,600円 | 20,700円 | 56,900円 | 129,400円 |
| 400万円 | 785,300円 | 36,500円 | 109,500円* | 241,300円 |
| 600万円 | 1,393,700円 | 36,500円 | 109,500円 | 255,600円 |

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認ください。

共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

| 掛金納付年数 | 掛金合計額 | 共済金A(A共済事由) | 共済金B(B共済事由) |
|--------|-------------|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人事業の廃止 ■ 個人事業主の死亡 ■ 会社等の解散 など | <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付(※) ■ 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退任 ■ 会社等役員の死亡 など ※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。 |
| 5年 | 600,000円 | 621,400円 | 614,600円 |
| 10年 | 1,200,000円 | 1,290,600円 | 1,260,800円 |
| 15年 | 1,800,000円* | 2,011,000円 | 1,940,400円 |
| 20年 | 2,400,000円 | 2,786,400円 | 2,658,800円 |
| 30年 | 3,600,000円 | 4,348,000円 | 4,211,800円 |

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。